

岩手大学大学院連合農学研究科教員資格審査に関する内規についての申合せ

第1 この申合せは、「岩手大学大学院連合農学研究科教員資格審査に関する内規」第5条第2項の規定に基づき、専門委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 専門委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 候補者を所属させようとする連合講座又は専攻の代議員1人
- (2) 原則として候補者を所属させようとする連合講座又は専攻の主指導教員の資格を有する教員1人（原則として代議員とは異なる構成大学から1人）

第3 専門委員会に委員長を置き、第2第1項第1号の委員をもって充てる。

2 専門委員会は、委員長が主宰して行う。

第4 専門委員会は、主として、候補者の研究業績の評価を行う。

第5 専門委員会の委員長は、評価の結果を教員資格審査委員会委員長に報告するものとする。

附則

この申合せは、平成16年4月1日から施行する。

この申合せは、平成31年4月1日から施行する。